奈良県広域水道企業団就業規則施行規程及び奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年１１月１０日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第４号

奈良県広域水道企業団就業規則施行規程及び奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

次に掲げる規程の規定中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に、「の呼出に応ずる」を「へ出頭する」に改める。

(1) 奈良県広域水道企業団就業規則施行規程（令和７年３月企業管理規程第１１号）別表第２第５項

(2) 奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和７年３月企業管理規程第１４号）第９条第１項第６号

附　則

この規程は、公布の日から施行する。